

議案第四十五号

中央区文化財保護審議会への諮問について

右の議案を提出します。

令和七年十一月十二日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区文化財保護審議会への諮問について

左記のとおり中央区の区域内に存する文化財について、中央区文化財保護条例（昭和六十三年四月中央区条例第二十九号）第十条第一項の規定に基づき中央区指定文化財に指定したいので、中央区文化財保護審議会に諮問します。

記

| 整理番号 | 名 称 | 種 別 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|----------|-------------------------------|------------|--------------------------------|-------|
| 百十九 経 | 八丁堀三丁目（第2次）遺跡 内 朗惺寺跡出土 こけら | 中央区指定有形文化財 | 東京都中央区新富一丁目十三番十四号 中央区立郷土資料館 | 中央区 |
| | | | | |

（説 明）

中央区文化財保護条例第二十六条第三号の規定により、中央区文化財保護審議会に諮問する必要があるので、この議案を提出します。

| | |
|---------|--|
| 1. 指定名称 | 八丁堀三丁目（第2次）遺跡内 朗惺寺跡出土 こけら経 |
| 2. 指定種別 | 中央区指定有形文化財 |
| 3. 所在地 | 東京都中央区新富一丁目13番14号 中央区立郷土資料館 |
| 4. 所有者 | 中央区 |
| 5. 員数 | 676枚 |
| 6. 年代 | 江戸時代前期 |
| 7. 材質 | 木製 |
| 8. 尺法 | （1枚あたり）長さ46センチメートル前後 幅4センチメートル前後 厚さ0.05センチメートル |

9. 概要

本資料は、平成13年（2001）9月から同年12月にかけて約400平方メートルについて実施された、八丁堀三丁目（第2次）遺跡（八丁堀三丁目20番・住居表示）の発掘調査により、江戸時代前期における日蓮宗興栄山朗惺寺跡から出土したこけら経である。こけら経は、鉢などで薄く削りだした木片に書写した写経で、死者の冥福を祈る追善や、生前にあらかじめ自らの冥福を祈る逆修といった供養に際し、造塔と写経の功德を一度に得るためのものである。

遺跡がある八丁堀周辺は、徳川家康が江戸に入府した天正18年（1590）以降、寛永年間（1624～1644）頃までに造成されたとされる。当初は、寺院の密集する地域であったが、明暦3年（1657）の大火前後に、朗惺寺を含めほとんどの寺院が転出した。朗惺寺の移転の後、遺跡地は武家屋敷、町屋と変遷した。

朗惺寺は、徳川家康が江戸に入府した天正18年（1590）から文禄2年（1593）の間、八丁堀において境内2,325坪4歩、このうち門前町屋375坪を拝領して開山したと思われる。朗惺寺は、大田区池上にある日蓮宗大本山長栄山本門寺（以下本門寺と略）の触頭ふれがしらであった。朗惺寺の開山は、両山（本門寺・妙本寺）12世仏乗院日惺により、山号は本山の鎌倉比企谷妙本寺の山号である「長興山」と本門寺の「長栄山」のそれぞれ1字をとって「興栄山」と名づけられたという。また寺号は、本門寺、妙本寺を開山した正法院日朗と日惺からそれぞれ1字をとって「朗惺寺」としたとされる。芝二本榎（現港区高輪三丁目辺り）への移転後、明治43年（1910）には現在地の品川区小山に移った。

なお、朗惺寺は開山当時「朗清寺」と表記されることが多かったようだが、いつから「朗惺寺」の表記に統一されたかは不明である。このため、ここでは江戸時代を通じて多く用いられ、現在も使用されている「朗惺寺」の表記を使用した。

八丁堀三丁目（第2次）遺跡は、6面の検出面に分けられて調査された。上位から、第1～2面は亀屋敷跡、第3面は武家屋敷跡、第4～6面が朗惺寺跡である。第6面は墓域のみの検出で、15基の埋葬施設が確認された。第5面も墓域のみで、150基の埋葬施設が検出された。第4面でも引き続き墓域は認められ、551基もの埋葬施設が検出された。ただ、埋葬施設以外の遺構も多く、調査区の南半を占める池及び池護岸や、卒塔婆が土中に突き刺さった状態で検出された卒塔婆遺構などが確認された。本こけら経は、木

片に写経された多数のこけら経が巻かれた状態であり、この第4面の池（344号遺構）から、池護岸（66号遺構）の土留（73号遺構）に寄りかかるように、頭部を上にして置かれるように出土した。

朗惺寺に関わる遺物は、第4面の池（344号遺構）を中心に出土した陶磁器、土器などの日常生活用具の他、輿、位牌、墓標、副葬品と多岐にわたる。墓標は遺構として取り上げられたものもあり、石塔類が50点、卒塔婆は1,102点にものぼり、江戸遺跡の中でも他に例をみない出土量である。

こうした出土遺物のうち、平成19年度（2007）に本こけら経（登録番号81）、平成26年度（2014）に蔵骨器（登録番号92）、平成30年度（2018）には木製卒塔婆（登録番号99）が、それぞれ中央区民文化財に登録されている。

こけら経は、手本に依りながら写経されるのが通常のあり方で、原則1枚に1行17字詰めで書写され、20枚ないし40枚を1把として籠などで束ねるか、呪（ムシロを二つ折りにしてつくった袋）に収納されていることが多い。書写された経典は「法華経」（「妙法蓮華経」）が最も多く、その他の経典も往生祈願と密接な関係にあるものが多い。法華経は、在家者を含めた万人の救済と成仏を説いたもので、紀元1世紀頃に編纂されたとされる。法華経のこけら経は、僧侶のみでなく、在俗の個人や講集団によっても書写され、自らの生前供養を目的とした逆修会などに際して多用されることで、庶民信仰と深い関係を持つようになった。また、頭部を圭頭状（山形）に加工することにより、造塔の功德も同時に得られるようになっている。

本遺跡の事例以外に巻かれた状態で出土したこけら経は、今のところ福井県の一乗谷遺跡及び愛知県の清洲城下町遺跡のもののみとみられ、いずれも中世のものである。また、こけら経の江戸遺跡における出土例としては、台東区の池之端七軒町南遺跡、港区の湖雲寺遺跡、新宿区の崇源寺・正見寺跡遺跡がある。台東区では寺院の墓域の埋め土より103枚が束で出土し、墨書から元禄3年（1690）の写経とみられる。港区では、同じく寺院内の墓から箱に収納されたこけら経が3,240枚出土しており、埋納年代は19世紀中頃とみられる。新宿区では墨書が経文ではないためこけら経と断じ難いが、約300枚が18世紀前半以降の寺院の墓域の土坑から出土している。

本こけら経は法華経が書写されたもので、20枚前後を1把にしたものと200把程度重ね、頭部から見て時計回りに4周巻かれていた。巻かれた胴部には、籠ないしは紐によるとみられる圧痕が、これを締めるように認められた。このうち巻の内側から3把目には「為日清十三年忌造建之処也」とあり、同じく6把目に「日清十三年忌菩提也」とある。「日清」はすなわち「日惺」とみられる。日惺の没年は慶長3年（1598）、13年忌は12年後の慶長15年（1610）であり、本こけら経はこの際の追善供養のために写経されたものと考えられる。

本こけら経の1枚ずつの形態は、頭部が圭頭状、下端部は方形を呈し、それぞれ長さ46センチメートル前後、幅4センチメートル前後、厚さ0.05センチメートル程のものである。また、巻かれた状態では長さ約65センチメートル、最大幅約62センチメートル、最小幅約23センチメートルであった。

法華経は全28品あり、書写するためには4,000枚以上必要とされ、出土したこけら経の枚数は、20枚前後の1把が200把程度あるが、破損の激しいものも多く、詳細な

枚数は不明である。追善のための写経は、頓写と称され1日で書写するとされるため、墨書中には複数箇所に誤字や脱字等も認められた。

指定対象としたこけら経は、品28の内、序品第1から品第8、第11、第12、第14、第15、第16、第17、第19、第20、第21、第23、第26等がみられ、中でも序品第1、第2、第3、第5、第12、第20がやや多いが、順序は必ずしも整合していない。また、おおよそ1把ごとに字体が変わることもうかがわれるため、各人がおおよそ1把書写し、複数人の手によるものであることがわかった。

なお、経典の順序が一致しないものについては、それらを集めた際に経典の順序通りに整理して巻かれなかったものと考えられる。

出土したこけら経の保存処理及び調査は、巻かれた状態のものを把ごとに解体し、さらに1枚ずつ剥離しながら現在も行っており、現在79把分の保存処理が終了したが、これ以外はポリエチレングリコール含浸中である。保存処理が終了したものうち、遺存状態が良好で、ある程度連続性を持って取り上げられた676枚を選別し、指定文化財の対象とした。

10. 指 定 理 由

江戸は徳川氏の城下町を経て幕府の所在地となり、当時の日本の中心的な地域にあたる。こうした江戸の御府内でも、更にその中心域である江戸城の郭内（浅草橋御門など、城門の内側の範囲）において、近世はじめ頃の寺墓が発掘調査された例は極めて少ない。八丁堀三丁目（第2次）遺跡は、この頃の寺院としては寺域の年代の上下限が比較的明瞭且つ江戸の郭内で最も古い時期の墓域が調査された数少ない貴重な事例である。

こうした遺跡から出土した本こけら経は、巻かれた状態で出土した、全国的にも稀な事例であり、近世では他に例をみない貴重なものである。江戸の郭内におけるこけら経の写経の形態や、開山した日惺への死後の供養をはじめとした当時の人々の信仰を考えるうえでも極めて重要な資料である。

11. 指 定 基 準

中央区民文化財の登録及び指定基準、 第1 区民文化財の登録 8 区指定文化財のうち イ 区の歴史、文化にかかわりが深く、特に重要と認められるもの 及び ロ 学術上価値の特に高いもの に該当する。



01 出土状況 -1 (北から)



02 出土状況 -2 (西から)



03 取上げ直後



04 全体洗浄中 -1



05 全体洗浄中 -2



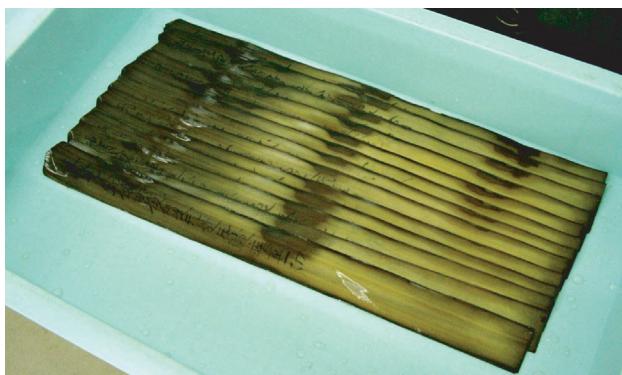
06 全体洗浄直後



07 部分洗净



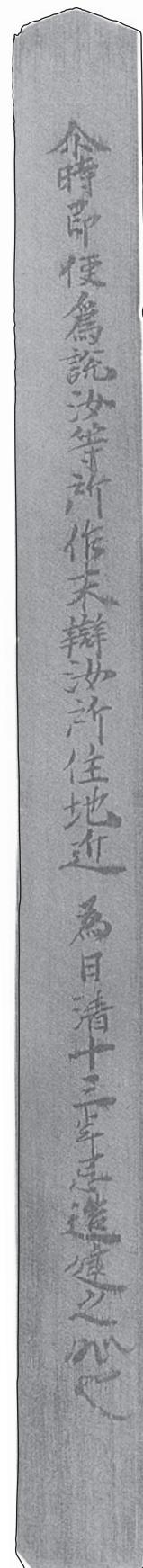
08 部分洗净中解体



09 部分洗净直後



10 保存処理後



こけら経実測図 [縮尺 1/2]
(内側から 3 把目の 6 枚目)